

研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程

2007年11月7日制定

2007年度規程第42号

(目的)

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の不正行為に関し、学内外からの通報及び告発（以下「通報等」という。）に対する適切な取扱いを定めることにより、不正行為の早期発見及びその是正を図り、もって本大学における円滑な研究活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「研究活動の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号のいずれかに該当する行為及び当該行為に協力する行為をいう。

- (1) 研究費の不正使用 架空の取引、虚偽の申請、私的及び目的外の利用、業者及び個人との癒着による発注・委託等並びに研究費配分機関が定める規定等の違反により研究費を支出する行為
- (2) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (3) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行うことにより、データ、研究結果等を真正ではないものに加工する行為
- (4) 盗用 他の研究者のアイデア、試料、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承諾又は適切な表示を行うことなく流用する行為
- (5) その他不適切な行為 研究活動又はその成果発表の過程における不適切なオーサーシップ、自己盗用及び二重投稿等の研究倫理に反する行為等、前各号に規定する行為に類する行為

(受付・相談窓口)

第3条 通報等の受付窓口を理事長が指名する弁護士（以下「弁護士」という。）とし、通報等にかかわる相談窓口を研究推進部に設置する。

2 通報等があった場合、弁護士は、学長が指名する研究担当の副学長（以下「担当副学長」という。）に対し、通報等の内容を速やかに連絡する。

(通報等に対する責任体制)

第3条の2 研究活動の不正行為に係る通報等に対する適切な取扱いに対して責任を持つ者を学長とし、学長の指示により担当副学長がこれを処理

する。

(通報等の取扱い)

第4条 通報等は、研究活動上の不正行為の疑いがあると思料するすべての者が、電話、文書、ファクシミリ、電子メール又は面談等の方法により、受付窓口に対し、これを行うことができるものとする。

2 通報等があった場合、担当副学長は、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 受付窓口に通報等を行った者（以下「通報者」という。）の氏名、所属（職業）及び連絡先
- (2) 研究活動の不正行為を行ったとする研究者の氏名又は団体、グループ等の名称（以下「被通報者」という。）
- (3) 研究活動の不正行為の具体的な内容及び当該行為を不正とする合理的理由等

3 前項に規定する事項について担当副学長が確認できない通報等は、原則として受理しないものとする。ただし、担当副学長が匿名で通報等を行うことに妥当性があると認めた場合は、この限りでない。

4 担当副学長は、通報等を受理した場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、研究活動の不正行為に係る疑いが指摘された場合（被通報者及び研究活動の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）、学長は、これを匿名の通報等に準じて取り扱うことができる。

6 担当副学長は、第3項の規定により、通報等を受理しないことを決定した場合、その旨について、理由を付して通報者に通知する。

(通報等の相談)

第4条の2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報等の是非又は手続について疑問があるものは、相談窓口に対して相談をすることができる。

2 相談窓口は、前項の相談を受けた場合、速やかに担当副学長に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた担当副学長は、当該事案において、研究活動上の不正行為が生じようとしていると認めた場合、学長に報告するものとする。

(悪意に基づく通報等の防止)

第5条 通報等があった場合、担当副学長は、悪意に基づく虚偽の通報等を

防止するため、通報者に対し、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 第4条第2項各号に掲げる事項を確認できない通報等については受理しないこと。
 - (2) 通報者に対し、調査協力を求める場合があること。
 - (3) 調査の結果、悪意に基づく虚偽の通報等であると認められた場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等を行うことがあること。
- (予備調査委員会)

第6条 学長は、第4条第4項の規定による報告を受けた場合、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、次に掲げる事項について速やかに予備調査を実施するものとする。
 - (1) 研究活動の不正行為が行われた可能性
 - (2) 通報等の内容の妥当性
 - (3) 本調査の実施の必要性
 - (4) その他必要と認める事項
- 3 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報等について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動の不正行為の問題として調査すべきものか否かについて調査を実施するものとする。
- 4 予備調査委員会は、必要に応じて、被通報者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート及び実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 6 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 被通報者の所属長又は被通報者の所属機関の長
 - (2) 学長が指名する委員 2名
- 7 前項第1号の規定に関わらず、被通報者が本大学の学籍を有する場合(以下「在学生」という。)、前項第1号の委員は、被通報者が在籍する学部、大学院又は専門職大学院各研究科の長とする。
- 8 予備調査委員会に、委員長(以下「予備調査委員長」という。)1名を置き、第6項第1号の委員をもって充てる。
- 9 予備調査委員長は、予備調査の実施に当たって、通報者、被通報者その他関係者(以下「通報者等」という。)に対し、協力を求めることができる。
- 10 前項の規定により協力を求められた通報者等は、予備調査の実施に当

たつて、積極的かつ誠実に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

1 1 予備調査委員長は、予備調査の開始日から、原則として30日以内に当該調査結果を学長に報告しなければならない。

(予備調査後の措置及び悪意に基づく虚偽の通報に対する措置)

第7条 学長は、前条第11項の規定による予備調査の結果等に基づき、速やかに当該通報等について本調査を実施するか否かを決定する。

2 学長は、前項の規定により、本調査の実施を決定したときは、速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、予備調査委員長及び理事会に報告しなければならない。調査の当該事案が、資金配分機関等に係る研究活動の場合、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に対して、本調査を行う旨を報告しなければならない。

3 学長は、第1項の規定により、本調査を実施しないことを決定したときは、理由を付して通報者及び被通報者（被通報者については前条第9項の規定により調査協力を求めた場合に限る。）に通知しなければならない。この場合、資金配分機関若しくは関係省庁又は通報者の求めがあったときに開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存しなければならない。

4 学長は、予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づく虚偽の通報等であると判断したときは、その内容について当該通報者のほか、通報者の所属長又は通報者の所属機関の長に通知するとともに、当該通報者に対し、必要な措置を講じるものとする。被通報者が在学生の場合は、被通報者が在籍する学部、大学院又は専門職大学院各研究科の長に通知するものとする。

5 学長は、前項の措置を講じた場合であつて、本調査の当該事案が、資金配分機関等に係る研究活動のときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、当該措置の内容等を報告しなければならない。

6 学長は、第3項又は第4項の規定により通知を受けた通報者から、当該調査結果について不服の申立てがあつたときは、必要に応じて、予備調査委員長に再調査を求めることができる。

(調査委員会)

第8条 学長は、前条第1項の規定により本調査の実施を決定したときは、速やかに研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する副学長

1名

(2) 副学長、教務部長、学生部長、学部長、大学院長、専門職大学院長、

- 図書館長、和泉委員会委員長及び学長室専門員長のうちから学長が指名する者 2名以内
- (3) 学長が指名する専任教員 1名
- (4) 調査事項に関する学内外の専門家のうちから学長が指名する者 5名以内
- 3 調査委員会の委員の半数以上は、学校法人明治大学（以下「本法人」という。）に属さない外部有識者とする。通報者及び被通報者と利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 4 調査委員会に委員長（以下「調査委員長」という。）1名を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 調査委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 調査委員長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した順位により、他の委員がその職務を代行する。
- 7 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、調査委員長の決するところによる。ただし、通報等された行為が行われた可能性がないとの判断については、全会一致でこれを決するものとする。

（本調査の実施）

- 第9条** 調査委員会は、通報者等からの事情聴取等に基づき、被通報者にかかわる研究活動の不正行為の有無について調査及び認定を行う。
- 2 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始する。
- 3 調査委員会は、通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、本調査の実施に当たって、通報者等に対し、関係資料の提出等必要な協力を求めることができる。
- 5 前項の規定により協力を求められた通報者等は、本調査の実施に当たって、積極的かつ誠実に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。
- 6 調査委員会は、証拠となる関係資料等を保全するとともに、被通報者に対し、当該調査にかかわる関係者との接触の禁止、保全を必要とする場所への立入禁止等必要な措置を求めることができる。

7 調査委員会は、前項の措置を求める場合には、被通報者以外の研究者の研究活動及び本大学の管理運営にかかわる業務に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(本調査における一時的措置)

第10条 学長は、被通報者に対し、本調査の実施決定日から調査委員会による当該調査結果の報告を受けるまでの間、通報等のあった研究にかかわる研究費の支出を停止することができる。

2 学長は、本調査の結果、研究活動の不正行為が行われなかったと判断したときは、前項の規定による研究費の支出停止措置を直ちに解除するものとする。

(弁明)

第11条 調査委員会は、本調査の実施に当たって、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、通報等が悪意に基づく虚偽の通報等に該当するか否かの認定に当たって、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告・通知)

第12条 調査委員長は、本調査の終了後、当該調査結果の報告書を作成し、直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告書を提出されたときは、理事会にこれを報告するとともに、当該調査結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知しなければならない。被通報者が本大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

3 学長は、前項の通知に加えて、本調査の当該事案が、資金配分機関等に係る研究活動の場合、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、当該調査結果を報告しなければならない。

4 学長は、本調査の結果、当該通報等が悪意に基づく虚偽の通報等であるとの認定があったときは、その内容について当該通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者のほか、通報者の所属長又は通報者の所属機関の長に通知するとともに、当該通報者に対し、必要な措置を講じるものとする。通報者が在学生の場合は、被通報者が在籍する学部、大学院又は専門職大学院各研究科の長に通知するものとする。

5 悪意に基づく通報等との認定があった場合において、通報者が本大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第13条 調査委員会が認定した調査結果について不服がある場合には、通報者、被通報者又は被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者は、前条第2項の規定による通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対し、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 調査委員会は、前項の規定による申立てがあったときは、当該申立ての内容を審査する。

3 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。

4 学長は、前項の報告を受けたときは、本条第1項により不服を申し立てた者（以下「不服申立人」という。）に対し、その決定を通知する。当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

5 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

6 前条の規定は、前項の再調査について準用する。

（調査内容等の公表）

第14条 学長は、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、当該調査内容等を速やかに公表しなければならない。

（不正行為の処分手続）

第15条 学長は、被通報者が本大学の教員、本法人が設置する学校の教諭又は本法人の職員である場合で、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断されたときは、校規等に基づき、適切な措置を講じるものとする。

2 学長は、被通報者が在学生の場合で、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断されたときは、明治大学学則、明治大学大学院学則又は明治大学専門職大学院学則等校規に基づき、在籍する学部教授会、大学院委員会又は研究科教授会の議を経て、適切な措置を講じる。

3 前2項の規定は、第7条第4項及び第12条第4項に定める悪意に基づく虚偽の通報等に係る手続きについて準用する。この場合において、同項中「被通報者」とあるのは「通報者」と読み替えるものとする。

（是正措置）

第16条 学長は、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、速やかに再発防止のために必要な是正措置を講じなければならない。

(通報者の保護)

第17条 明治大学における研究費の適正管理に関する規程第8条第2項に規定する部局等責任者は、通報等をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本法人及び本大学の教員、本法人が設置する学校の教諭又は本法人の職員は、通報等をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、校規等に基づき、適切な措置を講じるものとする。

4 学長は、悪意に基づく通報等であることが判明しない限り、単に通報等したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第18条 本法人及び本大学の教員、本法人が設置する学校の教諭又は本法人の職員は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

2 本法人及び本大学の構成員は、被通報者に対し、当該通報等にかかわる事項以外のことについて、不利益な取扱いをしてはならない。

3 本法人及び本大学の構成員は、予備調査、本調査等への協力をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第19条 この規程にかかわる業務に従事している者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、規程の運用に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、研究推進部が行う。

(規程の改廃)

第22条 この規程を改廃するときは、倫理審査委員会の議を経なければならない

らない。

附 則（2007年度規程第42号）

この規程は、2007年（平成19年）11月8日から施行する。

（通達第1607号）

附 則（2009年度規程第7号）

この規程は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1807号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2014年度規程第33号）

（施行期日）

1 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第1号及び第5号の規定は、施行日以降に行われた通報等及び研究活動において適用し、施行日の前日までに行われた通報等及び研究活動については、なお従前の例による。

（通達第2324号）（注 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに対応するための責任体制の整備並びに手続等の変更に伴う改正）

附 則（2017年度規程第36号）

この規程は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

（通達第2538号）（注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う改正）

附 則（2022年度規程第12号）

この規程は、2022年7月21日から施行する。

（通達第2863号）（注 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを遵守した研究不正行為防止体制の整備に伴う改正）